



昭和

青空と緑と産業の町

昭和 4月号

元気に手を挙げて

4月からは小学1年生

元気いっぱい手を挙げて

交通安全に気をつけて登校してね



まちの動き

3月1日現在 (前月比)

人口	17,685人 (+52)
男	9,024人 (+18)
女	8,661人 (+34)
世帯数	7,246戸 (+21)

2012
No.414

Public Relations Showa

平成24年4月1日発行

町の鳥=ひばり 町の花=れんげ 町の木=乙女椿

4月6日 (金) から 15日 (日) まで
「春の全国交通安全運動」が実施されます
ひとりひとり交通安全を心がけましょう

(P14,27 関連記事)

目次 CONTENTS

- 施政方針…………… P2~5
- 平成24年度各種健診…………… P6
- 標準宅地評価額…………… P8
- 各種お知らせ…………… P10~12
(木造住宅の耐震診断、森林環境税ほか)
- 受賞報告/きりり昭和人…………… P13
- まちのわだい…………… P14
- 暮らしの情報/文芸コーナー…………… P24~27

施政方針

町長が語る まちづくりの 大綱

「小さくても豊かなまちづくり」の実現に向けて

3月8日(木)から23日(金)まで、「平成24年昭和町議会第1回定例会(3月)」が開催されました。3月8日の本会議で角野町長が発表した施政方針から、町の目指すべき方向性と取り組みをお伝えします。



昭和町長
角野 幹男

平成 24 年度 施政 方針

平成24年3月定例議会の開会にあたり、平成24年度の町政運営の基本方針について所信を申し述べ、議員の皆様並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたく存じます。

平成23年3月11日に起きた東日本大震災。あれから早いもので、一年が経とうとしておりますが、不安な日々を送る方々はいまだ多く、被災された方々に一日も早い真の安らぎが訪れる

ことを願ってやみません。この未曾有の大災害は、私たち国民一人ひとりの胸に、大地震や津波の恐怖、そして原子力発電のもろさを刻み付けました。福島第一原発事故が国内外に与えた、放射能汚染等の影響は想像を絶するものであり、私たちは今までの原発依存の生活の在り方そのものを、根底から見直す必要を痛感したところであり

ます。景気は一時、安定傾向にあるようにも見受けられましたが、震災やタイの洪水、円高の影響で、輸出に頼る製造業は大きな痛手を負い、この4月からの東京電力による電気料金の値上げも、地域経済や住民生活に甚大な影響を与えることが懸念され、とても納得できるものではなく、私が会長を務める山梨県町村会を通して、東京電力に対し緊急要望を行ったところでもあります。

放送の難聴区域である飯喰区と上河東公会堂の移転に伴う防災行政無線放送塔の増設工事を行います。また、災害協定を締結した昭和町建設安全協議会との災害時連絡用無線の整備などを進め、緊急時の迅速な情報伝達を図ります。

その他、木造住宅耐震化事業補助制度の継続や、昭和高校からの要望による国母駅駐輪場への防犯カメラの設置、近年被害が増大しております悪質商法等の注意を促すための消費者啓発事業等の対策を講じます。

策予算となった平成23年6月補正時の65億6千5百2万円を5千万円弱上回ることとなりましたが、これらも事業の必要性を精査する中で、財政調整基金を12億円確保しつつ、今年度必要な事業を厳選し編成したものであります。

私は就任当初から現在に至るまで、心安らぐ、豊かで、いつまでも住みたい町を維持していくためには、しっかりとした「ひとづくり」が必要だと申し上げてまいりました。「まちづくりはひとづくりから」と申しますが、東日本大震災以降、私たち日本人は、人と人の「絆」の大切さを再認識したことを思います。

今年度の予算は、ハードよりソフトに重点を置き、町民の皆様が、この昭和町を我が家のように想い、町民相互が家族のようにふれあい、支えあい助け合いの輪を広げる施策を大切にしながら予算を計上いたしました。

安全で安心なまち

具体的な施策といたしましては、第一に安全・安心、住みよいまちづくりとして、防災対策の強化充実を進めます。地域防災計画の見直しに合わせ、備蓄品の備えを強化します。ビニールシート、毛布、アルファ米、粉ミルク、水、カン



防災公園 押原公園

パン等の備蓄や、押原小学校と総合体育館への防災倉庫の設置、避難所5か所に間仕切りワンタッチテントを用意するなど、災害時の避難受け入れ態勢の充実を図ります。しかしながら、これは、町で用意してあるから安心だということではなく、救済物資が来るまでの3日間、町民の皆様が自宅に水や食料、各々必要な消耗品などを備えることが不可欠であり、「備えあれば憂いなし」のとおり、周到な用意ができるように、意識啓発に努めてまいります。

また地域防災計画の策定と合わせ、自主防災組織活動の促進や防災地域リーダーの育成など、東日本大震災で芽吹いた町民の防災意識を膨らませ、防災対策の強化につなげてまいります。さらに、災害対策といたしましては、非常時の情報伝達ルートを確保するための昭和バイパスの電線地中化工事に伴う光ケーブルの移設工事や、防災



酒米山田錦稲刈り

協働のまちづくり

第二に協働推進と地域振興につまみしては、現在の男女共同参画推進計画が計画期間を終了するため、新たな計画を策定します。商工会事業への助成、昭和町企業懇談会を柱とした企業との交流、さらには町内のボランティア

平成24年度町政運営の視点
このような、異例な状況下ではあります。平成24年度の町政運営を行うに当たり、私は、次の3つを重点的に推し進めてまいります。

一つ目は、災害時における防災対策の強化であります。東日本大震災を教訓に防災計画の見直しと備えを強化し、町民の皆様の人命を守ります。

二つ目は、教育指導主事の配置による昭和町教育の推進です。整備された本町の4小中学校で、教育指導主事をパイプ役として、行政と学校現場が今まで以上に連携を図り、本町の個性を生かした学校教育を実践します。

三つ目は、協働政策評価による事業の見直しです。厳しい経済状況の中では、歳入の確保と同時に、歳出の見直しは不可欠です。第3次行財政改革体制の中で、徹底した事業評価を行い、事業の必要性と優先順位を考慮した改善・改革を進めます。

絆を大切にしたい予算編成

私は平成19年、町長就任以来、当時81億あった一般会計予算を、創意工夫を凝らし、年々縮小してまいりました。平成24年度一般会計当初予算は、66億1千5百万円であり、事実上の政

団体、まちづくりの各種団体等を応援し、商工振興と併せて協働のまちづくりを推進してまいります。

子育て環境の整備



児童館地域交流の集い

第三に、子育て支援策といたしまして、本町はこれまでも保育料の軽減など子育て支援に力を注いでまいりましたが、引き続き町内7保育園と連携を深め、各保育園の特徴を活かした事業を支援します。また児童館では、例年小学校入学時からの受け入れとなっていた留守家庭児童学級を、今年4月2日からスタートし、親御さんが安心して子どもを預けて働ける環境を整備します。

ファミリーサポート事業は、援助してほしい人、援助してあげられる人の相互扶助による会員制の有償ボランティア制度ですが、核家族化が進む新興住宅地では先輩ママさんたちのサポートはありがたいという声をいただいで

施政方針

いますので、今後もサービスの充実を図ってまいります。また、子どもたちが元気に遊べるように、老朽化した町内公園の遊具も計画的に整備します。

緑化推進と環境保全



環境イベント「エコしようわ」

第四に、緑豊かなまちづくりとして、桜の名所である山伏川の桜の木の植え替えを段階的に実施します。また、町内の小さな残地を活用し、花を植え、ポケット公園としての活用を進めていきますが、図書館横の三角地では、今年も企業のご厚意により、町内保育園児が花を植えることになっていきます。このような取り組みを私も率先して支援、拡大していきたいと考えています。

環境対策では、昨年実施し好評をいただきました「エコしようわ」を今年も4月29日に実施いたします。緑のカートン教室等、様々な企画を催し、楽しく参加しながら学び多きイベントを開

催します。また、太陽光発電システム補助や新たに太陽熱温水器補助をスタートし、節電と地球温暖化防止活動に積極的に取り組みます。

長年の課題である粗大ごみ収集の問題につきまして、区の役員の皆様にもご協力をいただき監視パトロール等も実施してまいりましたが、一向にマナーの悪さが改善されないため、町では粗大ごみ回収方法を、抜本的に見直しをさせていただきたいと考え、担当課より区長会等で説明をさせていただいております。変更の際には、町民の皆様にご迷惑をおかけしないように、事前周知期間を設けますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

農業振興の要所 農産物直売所

農業振興策といたしましては、担い手不足により生じた遊休地や耕作放棄地の増加も重大な問題であります。農業後継者の確保や不耕作地の解消による緑地保全につながる事業を引き続き展開してまいります。農産物直売所もいよいよ設計を終え、建設間近となりました。町では中巨摩東部農協に対し、補助金を交付し、農業、商工業を通じた地域交流拠点となるような直売所を目指します。

町道整備と主要計画策定

町内基盤の整備としては、永年の懸案でした西条・昭和インター線の工事費や、アルプス通りからの玄関口となる町道30号線の不動産鑑定、補償費算定、設計委託を計上いたしました。道路、河川等も優先順位を考慮しながら、各区の要望に応じて整備します。また、今年度は本町の都市計画の根幹となる都市計画マスタープランの見直し、今後の橋梁の維持管理と修繕の方針を示した橋梁長寿命化計画を策定し、計画的な予防保全を行います。

青少年の健全な育成

第五に希望に燃える昭和教育として、学校教育におきましては、各小中学校のニーズに対応し、教育指導員、特別支援補助員、日本語指導講師等の町単教員の維持、増員を実施し、各校の特徴を活かした学校教育を推進します。小中学校におきましては、西条小、押原中のエアコン設置の追加、常永小の教室加湿器の入れ替え、押原小ピオトープ枕木修繕、中学校で利用するスポーツラクターの購入など、児童生徒が安全かつ健やかに学校教育が送れるように施設整備を行います。冒頭申し上げました教育指導主事



地区運動会

の配置につきましては、現在、山梨県内を見ると甲府市・甲斐市・南アルプス市などでは市独自の配置を行い、その他の市町村でも共同設置という形で指導主事の配置を行っています。本町では、指導主事を置いていないため、学校の教育内容や指導方法などについての指導改善が現状の教育委員会の人事配置では難しい状況であり、昭和町が掲げる独自の教育施策である「昭和教育」の実現を目指すためには、行政内部に専門的知識を持った職員を配置することが必要であります。なお単独町村での配置は本町が最初とも聞いています。

配置の効果といたしましては、私が目指すひとづくりを具現化して学校現場に伝えることにより施策の実現が図れることや、学校現場からの意見収集も可能となり、様々な視点から施策実現のためのアイデアや意見の集約

が可能となること、また教育行政の効率化と学校現場の教育効果の向上を図ることが期待でき、未来を担う子どもたちの人材育成が、大きく前進することになると確信しております。

生涯学習におきましては、文化協会、体育協会の活動を支援し、芸術やスポーツで余暇を楽しむ町民の皆様が豊かで健康的な生活を応援してまいります。また、平成25年度に控えたやまなし国民文化祭の事前準備と、杉浦醫院保存整備事業として診療所と土蔵の耐震改修工事を実施し、生涯学習の新たな拠点として大勢の皆様を活用していただきたいと考えております。

福祉のまちづくり

第六に、お年寄りや障害者に優しいまちづくりを進めます。生きがいクラブ等にご加入の元気なお年寄りたちへのいきがいづくりや、要援護者への見守り機能の強化、ボランティア活動の促進、包括支援センター長の配置による保健・福祉・医療の連携に努めます。また、一人暮らし老人等を対象とした住宅用火災警報器を今年度も無償で設置します。

障害者福祉といたしましては、相談業務の充実を図るため中央市とともに、障害者相談支援センターを設置し

ます。母子寡婦父子家庭におきましても、昨今の厳しい経済状況の中では、子育て負担の軽減や働く場の提供が必要になり、関係機関と連携を図りながら、母子家庭福祉の向上に努めます。

健康づくりにおきましては、各種検診事業による成人保健の充実や母子保健の推進、また感染症等の予防対策を積極的に講じます。意識啓発活動におきましては愛育会や食生活改善推進員と連携を図り、「食育推進計画」を策定し、食を通じた健康づくりを町民の皆様に応じます。



昭和フェスティバル

財政の健全化と協働政策評価

財政の健全化につきましては、下水道徴収率の向上を図るため甲府市上下水道局への下水道料徴収委託の実現に向けた協議や、電柱など道路占用料の徴収を実施します。また、昨年策定した「昭和町財政健全化に向けた基

本の方針」で定められた平成25年度に予定している財政中長期見込の作成のために庁舎内プロジェクトを立ち上げ、財政の健全化に向けた情報公開の準備を進めます。

現在、町では第3次行財政改革の一環として事業や補助金の見直しを実施していますが、これは私が公約に掲げた協働政策評価の第一段階として進めているもので、前例踏襲を改め効果が薄くなった事業を見直し、真に必要なサービスに振り分けるために行っています。事業評価を重ね、限られた予算の中で、公平公正に多くの方にサービスを提供するために、受益者負担金の適正化を図ります。そして、事業の見直しを行う際に直接利用者の声を聴き判断すべきものは、町の方針を示した上で、アンケート調査を実施し、その結果に基づき議会と協議して方針を打ち出してまいります。

行政区のみなさんとの対話

結びに、東日本大震災の影響や経済状況の変動、少子高齢化社会の到来や情報技術の普及によるコミュニケーションの多様化等、私たちを取り巻く環境は大きく様変わりしています。昭和59年以来交付税の不交付団体である昭和町も、決して楽な財政状況では



愛育会 50周年記念大会

なく、今後ますます取捨選択により行政運営を行う必要があります。右肩上がりの経済状況ではなく、新たな手厚いサービスは実施しにくい現状では、町民の皆様との対話を通じた施策の選択が不可欠です。

地域力活性化交付金と地区担当職員制度を柱にした「行政区制度改革」を引き続き推進し、近い将来、財源や権限を地域に移譲し地域の主体的な活動を支援できるように、平成24年度におきましては、町内12の行政区を歩き、主要事業や施策、あるいは制度の見直しといった町の方針を説明しながら、対話町政を推進してまいりますので、議会をはじめ町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。平成24年度の私の所信表明とさせていただきます。

【注意事項】

- ① 指定された地区の日以外でも、ご都合に合わせて別の日に申し込んでも構いません。
- ② 休日健診は大変混み合いますので、健診時間が長くなります。なるべく平日健診をお勧めします。なお、定員を超えた場合は変更をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。
- ③ お申込み後の日にちの変更は、健診バッグがお手元に届いてからご連絡ください。

健診日	地区
6月28日(木)	西条一区
6月29日(金)	紙漣阿原
7月 1日(日)	休日健診(全地区対象)※定員400名
7月 2日(月)	西条二区
7月 3日(火)	清水新居・西条二区
7月 4日(水)	河西
7月 5日(木)	西条新田
7月 6日(金)	押越・築地新居
7月 8日(日)	休日健診(全地区対象)※定員400名
7月 9日(月)	河東中島・飯喰
7月10日(火)	上河東・上河東二区

- 健診日 左記の11日間です。ご都合の悪い場合、地区の日以外での申し込みも可能です。
- 時間 午前8時～10時30分 (時間の指定はできません)
- 場所 総合会館 (役場の道向いの青い建物)

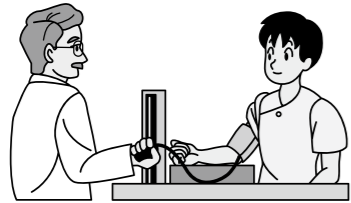
健診の日程

申し込み・締め切り

- 申込方法 4月上旬(4月10日発送)に郵送される申込書に必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒をご返送ください。 ※電話での申し込み、期日を過ぎての申し込みはできません。
- 締め切り 4月25日(水)(当日消印有効)

○ 健診バッグ(健診セット)のお渡し 健診を申し込まれた方には、6月18日(月)以降、健診バッグ(問診票・健診キットの入った封筒)をご家庭に郵送でお届けします。お申し込みになった方で、6月22日(金)までに健診バッグがお手元に届かない場合は、いきいき健康課(☎275-8785)へご連絡ください。

問い合わせ
いきいき健康課(☎275-8785)



あなたの受診できる
健診・検査項目を確認しましょう!

受診できる検査項目は下記の番号です

年齢	30～39歳 (昭和48年4月1日～昭和58年3月31日)	40～74歳 (昭和12年6月28日～昭和48年3月31日)	75歳以上 (昭和12年6月27日以前に生まれた方)
加入している医療保険			
町の国民健康保険に加入の方	①②	①②③④	—
後期高齢者医療制度に加入の方 (75歳以上および一定の障害で該当する65歳以上の方)	—	①②③④	①②③
上記以外の医療保険に加入している方 (会社員など社会保険の被保険者本人およびその被扶養者)	本人	②	—
	被扶養者	①②	①(※)②③④

※ 40歳以上の社会保険の被扶養者の方は①が町で受けられるかどうかを必ず保険者にご確認ください。

《人間ドックを受けましょう!》

町では、生活習慣病予防・病気の早期発見のために、人間ドックを下記の日程で行います。人間ドックは一日で健診結果が分かるため、その場で適切な指導助言を得ることができますので、すぐ健康づくりに役立ち、実践できます。この機会に人間ドックを受けてみませんか?

～人間ドックの対象者～

- ① 働きざかり節人間ドック【定員は 350 名です】
平成25年3月末現在で、35歳・40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳の方
- ② 国民健康保険人間ドック【定員は 350 名です】
35歳以上75歳未満まで、国民健康保険に加入している方(受診時に)



対象者には、4月上旬発送の健診申込書に、「ドック申込専用はがき」を同封してお送りします

- ◆ 受診期間 【国民健康保険人間ドック・働きざかり節人間ドック】
6月4日(月)～9月5日(水)※土・日・祝日を除く

- ◆ 負担金 11,000 円 【注】 特定健診と人間ドック、両方を受診することはできません。
- ◆ 申込方法 4月上旬に郵送される健診申込書に同封の「申込専用ハガキ」に記入してください。(申込方法が変わりました)
- ◆ 検査機関 山梨県厚生連健康管理センター (甲府市飯田一丁目 1-26)
- ◆ 問合せ ① 『働きざかり節人間ドック』 ⇒ いきいき健康課健康増進係 (☎ 275-8785)
② 『国民健康保険人間ドック』 ⇒ 町民窓口課国民健康保険係 (☎ 275-8264)
- ◆ 注意事項 定員を超える申し込みがあった場合は、抽選とさせていただきます。社会保険の被保険者本人の場合は、このドックが特定健診の代りになります。人間ドックを受診された場合は結果を職場にお知らせください。

検査項目

①	②				③	④
基本健診 (特定健診)	胃がん 検診	大腸がん 検診	肝がん 検診	肺がん 検診	肝炎ウイルス 検査	骨粗しょう 症 検診
診察・血液検査・腹囲測定・尿検査・心電図・眼底検査など	胃部レントゲンによる検査(バリウム)	2日分の便による潜血反応の検査	超音波による肝臓・胆のう・腎臓・すい臓などの腹部検査	胸部レントゲンによる検査	平成25年3月31日時点の年齢が40歳の方、又は40歳以上で町で初めて健診を受ける方	平成25年3月31日時点の年齢が40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳の女性の方

受診料

無料 (ただし、40歳以上の社会保険の被扶養者で特定健診を受ける場合は、保険者が定める負担金がかかる場合もあります。詳しくは、各保険者にお問合せください。)

平成24年度 基本健診(特定健診)・がん検診の申し込みがはじまります!

基本健診(特定健診)・がん検診・骨粗しょう症検診のお知らせ

健診の申込みの時期になりました。申込み用紙を4月上旬に、30歳以上の方がいるお宅へ郵送しますので、4月25日(水)までにお申し込みください。

なお、町で受けられる検査項目は、加入している医療保険と年齢によって異なります。ご自分が加入している医療保険(保険証)をご確認の上、次を参考にお申し込みください。

番号	基準地の所在		評価額 (円 / m ²)	用途地区	
53	清水新居字村中	甲府市境昭和通り沿い	55,700	普通商業地区	
54	西 条字北河原	甲府昭和高校入口交差点国道 20 号沿い	58,800		
55	西 条字馬籠	甲府南アルプス線沿い	34,900		
56	西条新田字北河原	甲府南アルプス線中央道ボックス付近	48,500		
57	西 条字才神	浄慶寺北側昭和バイパス沿い	51,500		
58	西 条字前切	東部農協旧西条支所南側昭和バイパス沿い	49,000		
59	西 条字清水尻	国母駅入口交差点甲府市川三郷線沿い	41,100		
60	西 条字長登路	国母駅入口バス停付近甲府市川三郷線沿い	40,600		
61	西 条字山宮地	国母駅前通り沿い	39,800		
62	西 条字立石	昭和水源資材置場付近押越西条新田線沿い	42,000		
63	西 条字姥川	昭和水源付近押越西条新田線沿い	41,900		
64	押 越字上河原	南消防署昭和出張所昭和バイパス沿い	45,200		
65	押 越字大西	押原小学校西側昭和バイパス沿い	44,000		
66	押 越字新田前	押越新田集会所北側甲府市川三郷線沿い	38,300		
67	紙漉阿原字サツ平	押越バス停甲府市川三郷線沿い	36,500		
68	河東中島字熊の宮	東部農協昭和支店西側甲府市川三郷線沿い	35,700		
69	河東中島字西国田	押原駐在所南昭和玉穂線沿い	34,700		
70	築地新居字新居前	源光寺南甲斐中央線沿い	29,700		
71	築地新居字新居前	築地新居公会堂西側甲斐中央線沿い	29,800		
72	飯 喰字屋敷添	東部農協旧常永支所甲斐中央線沿い	28,700		
73	河 西字村内	法界寺北側甲斐中央線沿い	30,800		
74	飯 喰字村西	昭和バイパス飯喰交差点付近	42,900		
75	河 西字村西	鍛冶新居橋北側昭和バイパス沿い	39,300		
76	河 西字村西	法界寺西側旧田富町境昭和バイパス沿い	39,400		
77	河 西字鶴住	大門寺南側甲府市川三郷線沿い	33,200		
78	河 西字大林	大林区画整理地東側旧田富町境甲府市川三郷線沿い	33,300		
79	築地新居字村前	釜無工業団地釜無グラウンド西側付近	12,800		地 大 区 工 場
80	紙漉阿原字沖田	国母工業団地国母公園北側付近	14,700		住 普 宅 宅 地 区 通
81	西 条字中曽根	新電々ビル北側付近	40,600		
82	河東中島字山伏	町道 10 号線西側背後	27,500		
83	常永土地区画整理事業地内	県道甲斐中央線沿い	39,900		
84	常永土地区画整理事業地内	イオンモール甲府昭和南側町道沿い	35,000		

普通商業地区

地 大
区 工 場

住 普
宅 宅 地
区 通

●平成24年度 標準宅地評価額●

番号	基準地の所在		評価額 (円 / m ²)	用途地区	
1	清水新居字宮の上	家具団地南西付近	36,600	普通住宅地区	
2	清水新居字沖田	沖田区画整理地区内	39,600		
3	清水新居字屋敷前	昭和インター北側付近	37,500		
4	清水新居字小松田	長泉院北側 200 m 付近	39,400		
5	清水新居字村中	清水新居公民館付近	38,000		
6	清水新居字南河原	甲府バイパス北側付近	38,900		
7	西 条字松ノ木	甲府昭和高校東南付近	52,500		
8	西 条字清水	甲府昭和高校西側付近	39,200		
9	西 条字村前	西条小学校東側付近	39,100		
10	西 条字神屋	神屋公園付近	40,600		
11	西 条字山梨	義清神社南西 200 m 付近	38,000		
12	西 条字山宮地	国母駅北側 200 m 付近	35,900		
13	西 条字梅の木	国母駅前郵便局西側付近	37,400		
14	西 条字梅の木	国母変電所西側付近	37,300		
15	西 条字山宮地	国母駅南側付近	33,100		
16	押 越字鎌田川端	中央道身延線ボックス東側付近	28,900		
17	西 条字清水	水道局グラウンド東側付近	33,800		
18	西条新田字村北	正覚寺付近	32,900		
19	西条新田字村前	西条新田公会堂付近	38,500		
20	西 条字立石	西条小学校南西 100 m 付近	36,800		
21	西条新田字村西道上	鎌田川西側旧竜王町境付近	25,000		
22	西 条字穴田	昭和水源北西 200 m 付近	27,500		
23	西 条字姥川	西条二区第 2 公会堂付近	28,600		
24	築地新居字東河原	玉川団地南側付近	27,100		
25	押 越字氏神	昭和町総合会館付近	28,700		
26	河東中島字村下	河東中島公会堂西側付近	26,800		
27	押 越字上川瀬	上川瀬公園東側付近	36,800		
28	押 越字中川瀬	川瀬公園付近	37,100		
29	紙漉阿原字天白上	天白北側付近	36,200		
30	紙漉阿原字天白下	泉応寺南側 200 m 旧玉穂町境付近	34,000		
31	押 越字下村	東部農協昭和支店南東 100 m 付近	25,600		
32	河東中島字川代	興善寺南側 100 m 付近	25,000		
33	紙漉阿原字沼	本誓寺北側付近	24,200		
34	築地新居字村前	蓮華寺東側 200 m 付近	25,000		
35	築地新居字大神	釜無公園グラウンド北北東 300 m 付近	26,900		
36	築地新居字大神	釜無工業団地北側旧竜王町境付近	26,000		
37	飯 喰字屋敷添	東部農協旧常永支所東側付近	28,000		
38	河 西字村西	東部農協旧常永支所西南西 200 m 付近	25,300		
39	飯 喰字村西	釜無工業団地南側昭和バイパス西側付近	21,800		
40	河 西字亀住	常永小学校グラウンド南側付近	26,300		
41	河 西字村内	法界寺北東 100 m 付近	28,200		
42	河 西字大林	河西公会堂東南付近	31,300		
43	河 西字村西	鍛冶新居区画整理地付近	32,000		
44	河 西字大林	河西大林公園南側付近	31,200		
45	上 河 東字田之神田	上河東公会堂北側付近	30,300		
46	上 河 東字田之神田	常永団地北側 100 m 付近	30,100		
47	上 河 東字横田	常永団地南側付近	28,200		
48	上 河 東字横田	常永駅南側付近	23,500		
49	清水新居字宮の上	甲府市境アルプス通り沿い	50,100		普通商業地区
50	清水新居字沖田	沖田公園付近徳行三丁目清水新居線沿い	46,900		
51	清水新居字沖田	妙全寺付近上石田一丁目西条線沿い	46,300		
52	西 条字北河原	甲府バイパス交差点付近上石田一丁目西条線沿い	46,700		

普通住宅地区

普通商業地区

標準宅地評価額

固定資産税は、土地・家屋・償却資産の所有者（毎年の1月1日現在の所有者）が、その資産価値に応じて納める税金です。固定資産税は、資産の価格（適正な時価）に対して課税されるので、資産価格の変動に対応し、適正・公平な価格に見直すため、国で示す固定資産評価基準をもとに評価替えを行っています。

そこで、固定資産税の評価の適正な確保と、納税者の評価に対する理解の促進に資するため、修正した標準宅地の評価額を公開いたします。

固定資産税台帳の縦覧について

平成24年度に課税される土地・家屋の評価額が、役場税務課において縦覧できます。

期間 4月2日(月)～5月31日(木)

午前8時30分～午後5時15分
(土・日曜日、祝日は除く)

持ち物 印鑑をお持ちください。

問合せ 税務課 資産税係 ☎27518265



軽自動車税減免のお知らせ

身体または精神に障害のある方が所有する軽自動車で、障害者本人または障害者と生計を一つにする方が運転する軽自動車について、一定の要件に該当する方は、軽自動車税が免除になります。

なお、普通自動車の減免を受けている方は、軽自動車税の減免は受けられません。

手続きに必要な物

- ①身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか
- ②印鑑
- ③軽自動車を運転する方の運転免許証
- ④車検証

申請期日

4月24日(火)まで

(期日を過ぎると、平成24年度分については減免されませんのでご注意ください)

申込み・問合せ

税務課 軽自動車税担当 ☎27518265

木造住宅の耐震診断について

東海地震は、現在いつ発生してもおかしくない切迫した状態にあると言われており、ひとたび発生した場合は、甚大な被害が出る予想されており。

町では、「災害につよいまちづくり」のさらなる推進を目指して、大地震発生時に倒壊の危険性が高い新耐震基準以前(昭和56年5月31日以前)に建築された木造個人住宅の無料の耐震診断を実施しています。災害時に自らの命と財産を守るための第一歩として、ぜひ活用下さい。

木造個人住宅耐震診断事業

○対象住宅

昭和56年5月31日以前に木造在来工法で建築された2階建て以下の個人住宅

○募集戸数10戸(先着順)

※申込状況によっては募集戸数を追加する予定です。

○診断費用無料

(費用は国・県・町で負担)

また町では、この耐震診断の結果、地震の際に倒壊の危険性が高いと判断された住宅の『耐震改修』『耐震シェルター設置』に関する補助事業も実施しています。

木造個人住宅耐震化補助事業

○補助対象

上記の無料耐震診断の対象となる個人住宅で、その診断の結果、地震の際に倒壊の危険性が高いと判断された住宅の「耐震改修」「耐震シェルター設置」の事業についてその費用の一部を補助します。 ※補助を希望される方は事前にご相談下さい。

問い合わせ・申し込み

都市整備課 都市整備係

(☎275-8413)

あなたの家のブロック塀は大丈夫ですか？

ブロック塀は、プライバシーの確保、防火など、私達の暮らしを守る役割を果たします。しかし、地震などによる災害時には、倒壊や落下など命を脅かす危険なものへと変わってしまう場合があります。

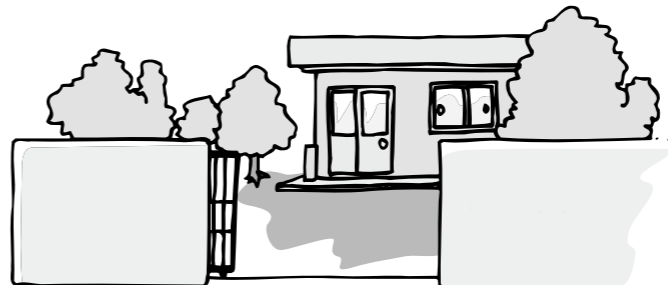
町内の道路、特に通学路に面するブロック塀については、その安全確保が求められますが、危険な箇所も見受けられます。亀裂や傾斜等の再点検をして、所有者の責任で危険のないよう管理しましょう。

また町では、既存のブロック塀から「生け垣」に建替えや新設する場合に、その費用の一部を補助する制度を制定しております。

通学路の安全確保や緑化推進のため、ぜひ活用下さい。

問い合わせ・申し込み

都市整備課 都市整備係(☎275-8413)



高額な外来診療を受ける皆様へ 窓口自己負担額が軽減されます

国民健康保険や後期高齢者医療保険などの医療保険では、医療費の家計負担が重くならないよう、医療機関の窓口で支払う自己負担額が、1カ月単位で一定額を超えた場合に、その超えた金額を支給する「高額療養費制度」があります。

これまで、高額療養費制度では、高額な入院診療の場合は、事前に「限度額適用認定証」などを提示することで、入院時に支払う自己負担額を一定額を上限とする制度がありました。しかし、外来診療の場合、いったん医療機関窓口で自己負担額全額を支払い、後日、一定額を超えて負担した医療費を高額療養費として、申請に基づきお返ししてきました。

今回、外来診療も「限度額適用認定証」で窓口負担を軽減する対象となりました。平成24年4月1日からは、高額な外来診療を受けたとき「限度額適用認定証」を提示すれば、1カ月の同一医療機関毎の窓口での支払が一定の金額(限度額)にとどめられます。

高額な外来診療を受ける皆さまへ

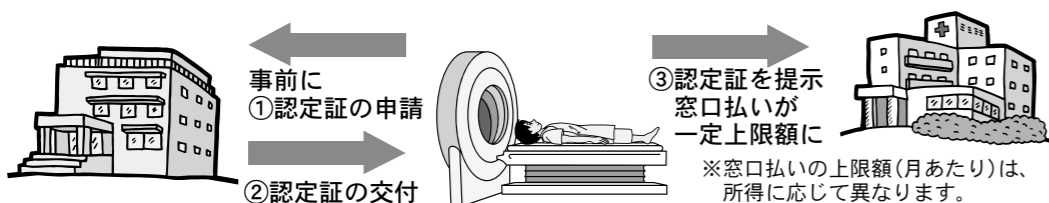
平成24年4月1日から

「認定証」などを提示すれば、窓口での支払いが一定の金額にとどめられます

健康保険組合など

高額な外来診療を受けたとき

病院・薬局など



※70歳以上の方は、限度額適用認定証等の交付を受ける必要はありません。(非課税世帯等の一部の世帯を除く) 詳細やご不明な点はご加入の医療保険者にお問い合わせください。

問い合わせ 昭和町国民健康保険・後期高齢者医療に加入されている皆さま
町民窓口課 国保担当・後期高齢者医療保険担当(☎275-8264)
※その他の健康保険に加入されている方は、ご加入の健康保険にお問い合わせください。

平成24年4月から 森林環境税が導入されます

山梨県は、周囲を山々の森林に囲まれた緑豊かな地です。

県では、災害の防止、水源涵養、温暖化の防止など重要な役割を果たす森林を保護し、次世代に引き継いでいくため、森林環境税(県民税均等割の超過課税)を導入します。

個人の場合は、県内に住所のある方、県内に事業所や家屋を持つている方について、年額500円が県民税の均等割に上乗せ課税されます。また、納付は、町民税と併せて納めていただきます。

ただし、生活保護を受けている方、前年の合計所得の金額が125万円以下の障害者・未成年者・寡婦または寡夫の方は課税されません。

また、法人の場合は、県内に事業所や寮を持っている法人について、均等割額の5%が上乗せされます。

問い合わせ 税務課(☎275-8265)

